

第六十八回 参議院 商工委員会 會議録 第六号

昭和四十七年四月二十日(木曜日)
午前十時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君
理事 川上 為治君
飯木 亨弘君
竹田 現照君
藤井 恒男君

委員

赤間 文三君
植木 光教君
小笠 公昭君
大谷藤之助君
久次米健太郎君
山本敏三郎君
渡辺一太郎君
阿貝根 登君
小野 明君
林 虎雄君
中尾 辰義君
原田 立君
柴田利右門君
須藤 五郎君
田中 角榮君

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房参事官

通商産業大臣官房審議官

林田修紀夫君
小松勇五郎君
増田 実君
飯塚 史郎君

通商産業省企業局長 本田 早苗君
通商産業省企業局参事官 田中 芳秋君
建設省道路局長 高橋国一郎君

事務局側 常任委員会専門員 菊地 拓君

説明員

科学技術庁研究調整局海洋開発官 竹林 陽一君
厚生省環境衛生局環境衛生課長 加地 夏雄君
厚生省環境衛生局水道課長 国川 建二君
通商産業省企業局国際海洋博覧会準備室長 中澤 忠義君
運輸大臣官房政運計画官 吉村 真事君

本日の会議に付した案件

○石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(大森久司君) 速記をつけて。

石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。

○国務大臣(田中角榮君) 石油開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油は、わが国における一次エネルギー供給の約七割を占める重要資源であり、その安定的かつ低廉な供給を確保することはきわめて重要な政策的要請であることは、御承知のとおりであります。特に、最近のOPEC諸国の一連の動きに見られるように、石油をめぐる世界の情勢が大きく変動している状況のもとにおいては、この要請は、ますます高まっております。

ひるがえって、わが国の石油供給の現状を見ますと、年々増大する需要に対して、その大部分を単純な輸入に依存している状況にあり、石油の安定的かつ低廉な供給の確保をはかる見地からは、大きな問題があると申さざるを得ません。

政府といたしましては、このような事態に対処するため、昭和四十二年に石油開発公団を設立し、海外における石油の開発に必要な探鉱資金を供給する等が国企業による石油開発の促進に、とめ、相当の成果をあげてまいっております。

しかしながら、今後ともわが国の石油消費は増大の一途をたどる一方、世界の石油事情はますます困難なものとなること予想される情勢にありましますので、わが国としては、国際協調をはかりつつ自主的な供給源を確保するための施策を従来にも増して強力に推進してまいる必要があると痛感されます。

また、これと並んで、わが国エネルギー源の多様化をはかる必要があり、かかる観点から、世界に豊富に賦存し、かつ、硫黄分を含まないエネルギーである可燃性天然ガスの開発を促進すること

が重要であると考えられます。

さらに、国際石油情勢の緊急事態に備え、石油の安定供給の確保の観点から石油の備蓄を増強することが急務であると考えられます。

かかる趣旨にかんがみ、政府といたしましては、一方において、石炭対策特別会計を拡充改組して石油勘定を設け、石油対策のために必要な財源を安定的に確保することとともに、この法律案において、石油開発公団の業務の範囲を拡大して、石油及び可燃性天然ガスの開発の促進、公団の調査機能の強化並びに石油の備蓄の増強をはかることとした次第であります。

次にこの法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、石油開発公団の業務の対象に可燃性天然ガスを加え、その探鉱に対する出資及び資金の貸し付け、探鉱及び開発にかかる資金についての債務保証等を行なうこととしたしております。

第二に、海外における石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造調査を公団のみならず行なうこと等を加えることとしたしております。

第三に、当分の間、原油の備蓄の増強に必要な資金の貸し付けを行なうことを石油開発公団の業務とすることとしたしております。

第四に、以上申し述べましたような公団の業務の拡大に伴い、本法の目的を改めましますとともに、公団の業務の円滑な実施をはかるため理事の定数を二名増加することとしたしております。

以上がこの法律案の提出の理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、補足説明を聴取いたします。飯塚審議官。

○政府委員(飯塚史郎君) 石油開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、若干の補足説明

を申し上げます。

石油開発公団は、石油資源の開発を促進し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保をはかることを目的として、昭和四十二年に設立され、現在、石油の探鉱に必要な資金の出資及び貸し付け、探鉱及び採取に必要な資金の債務保証、探鉱機械の貸し付け、探鉱及び採取の技術指導等の業務を行なっております。

今回、御提案いたしておりますこの法律案は、ただいま大臣から御説明申し上げました理由に基づき、石油開発公団の業務を拡大しようとするものでありますが、その内容につきまして補足して御説明申し上げます。

今回拡大される業務の第一は、可燃性天然ガスに関する業務の追加であります。

可燃性天然ガスは、現在国内において約二十七億立方メートルの生産をあげ、また海外から約四十二億立方メートルの輸入を行なっております。

現在の段階ではわが国の一次エネルギー供給中に占める割合は一・三割にすぎませんが、無公害燃料として今後わが国においてその需要は急増することが見込まれております。しかしながら、国内の天然ガス資源に限りあるわが国としては、石油と同様次第に海外からの輸入に依存する割合を高めていくと考えられます。したがって、可燃性天然ガスについても、石油と同様にわが国企業の手による海外開発を促進し、その安定的かつ低廉な供給を確保することが要請されております。

このため、可燃性天然ガスについても探鉱資金の出資及び貸し付け、探鉱及び開発にかかる資金についての債務保証等を石油開発公団が行なうこととするものであります。

拡大される業務の第二は、海外における公団の地質構造調査であります。

欧米諸国に比べて海外の石油開発に大幅におくられてスタートしたわが国が、今後積極的に海外に進出し、成功をおさめるためには、中東地域や東南アジア地域のようにすでに石油開発が盛んに行なわれ石油の埋蔵可能性が高いと推定される地域

に進出することと並んで、また石油開発のあまり進んでいない地域について他国に先がけて地質調査を行ない、大規模な油田を発見することが必要であります。このような処女地への進出は、基礎的地質調査資料が乏しいため非常にリスクが高く、民間企業では容易に進出できないのが実情であります。このため、公団がまず地質構造調査を行ない、その結果有望性の見込まれるところについて民間企業の探鉱への進出を誘導することが必要であります。

現在石油開発公団は、探鉱に必要な地質構造調査については、国内においてしかも委託を受けた場合に限り行ない得ることとされておりますが、これを拡大し、海外において公団みずから石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造調査を行なう機能を与えようとするものであります。

第三の業務の拡大は、原油備蓄の増強に必要な資金の融資であります。わが国の石油備蓄は、現在四十五日程度の水準にとどまっており、緊急事態に備えるには必ずしも十分とは言えない状況にあります。一方ヨーロッパ諸国の現状を見ますと、すでに平均七十日の水準に達しております。わが国も、原油供給の安定化対策の一つとして、備蓄の増強につとめることは、大消費国としての責務でもあります。このため、当面の対策として、今後三年間にこれを六十日まで引き上げることとし、これに必要な民間企業の原油購入資金に、公団が低利で貸し付けを行ない得ることとするものであります。

以上簡単ではございますが、この法律案による改正点について補足説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で説明の聴取は終わりました。
質疑は後日に譲ります。

○委員長(大森久司君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のうち、石炭政策に関する件の調査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森久司君) 計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言願います。――別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、討論はないものと認め、直ちに採決に入ります。

計量法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大森久司君) 速記をつけて。
暫時休憩いたします。
午前十時二十五分休憩

午前十時四十二分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起こしていただきます。

沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。

本法律案についての趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小野明君 海洋博の準備もかなり進んでまいっておりますので、この要綱を拝見させていただいても、海洋博を開催するという目的、ねらいというものは出ておらぬような感じがします。そこで、沖縄の経済開発なり将来展望を含めまして、この海洋博の開催をされるねらい、あるいは目的、そういうものについて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(林田悠紀夫君) 沖縄海洋博覧会は、沖縄の復興を記念いたしまして、沖縄をいかにして平和な、そして経済並びに民生の繁栄する島にしていくかというのを考えました場合に、まず、それに直ちに、たとえば、そこへ工業を持っていくとかいうようなことを考えましても、できない。したがって、その前にこういう海洋博覧会というような記念行事をやります、それを中心にして、何とか経済基盤を確立して、そして、何となく経済発展していこうじゃないかということとを考えた次第でございます。

それで、まず、海洋博覧会の準備といたしまして、関連施設を整備していく。それによりまして、港湾とかあるいは飛行場、あるいは道路、あ

るいは観光施設というようなものを整備してまいります。そして海洋博の会場をりっぱにつくり上げて、そういうものが沖繩の将来のための近代的な経済とか、あるいは社会基盤を造成していくということになる一つの基礎にしていきたい、こういうようなことをねらいとしておる次第でございます。

それから、そういうことへ向かひまして、昭和五十年の春に海洋博を開催するわけでございますが、本年からあと四十八、四十九と、二年間で関連施設並びに会場を整備いたしまして、そして海洋博を開催する。その開催が終わりましたあとで、そういうものが沖繩の経済並びに社会のためになつていく、こういうことを考えておる次第でございます。

○小野明君 経済発展に資するという目的、それはよくわかりますが、関連公共施設等を整備する、大阪の万博の成功程度に持つていくといふますと、いまからちょうど三年あるわけですが、年数からいいますと、かなり無理が出てくるように思ひます。その辺はいかがなものでしょうか。

○政府委員(林田修紀夫君) 先生が仰せのように、大阪の万博と比べまして、非常に準備期間が短いわけでございます。それで、政府はいままでどういうことをやってきたかということでございますが、まず、昨年の十月に沖繩海洋博の開催を決定いたしました。そして、本年二月に、海洋博の準備、開催及び運営に当たりまする協会を設立いたしました。そしてその協会と一体となりまして、現在、鋭意準備を進めてきておるのでございます。

具体的に申し上げますと、現在までに会場用地を、先ほど見ていただきましたように、本部半島に決定いたしました。それから、最近、この海洋博のテーマを決定したわけでございます。それから、事業計画委員会が発足をしております。で、今後は博覧会国際事務局への登録とか、あるいは政府の出展の準備、それから参加の招請活動、それから広報活動というものを進めるほか

に、会場建設関連事業については四十七年度に一部工事を着工いたしますが、四十七年度中は基本計画の策定、それから計画設計の策定ということとを主としてやるわけでございます。そして四十八年度、四十九年度に本格的な工事をいたしまして、四十九年度中にその工事を完了いたし、五十年の春から半年の予定をもちまして開催をしたい、こういうような予定でおるわけでございます。

○小野明君 それから、これは国際条約に基づいてこの博覧会が開かれるということですが、このBIEですか、これに加盟しておるか、批准をしておるか、これは何力国ぐらいあるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 三十五カ国になっております。

○小野明君 そうすると、それらの国々は全部これに参加するわけですね。

○政府委員(本田早苗君) これは参加の招請をいたしますが、参加をするかどうかについては相手国の決定ということで、条約に加盟したことが各国の行なう国際博覧会に必ず参加するということにはなっておりません。

○小野明君 これは、これによると特別博覧会といふものになるわけですね。これは、特別博覧会というものはこの一ページの資料に出ておりますが、大体こういうものだといふふうに理解をしてよろしいですか。

○政府委員(本田早苗君) 国際博覧会には一般博覧会と特別博覧会というのがございます。一般博覧会というのは、広い範囲の人類の活動の成果を示す博覧会、特別博覧会というのは、特定のテーマのもとに行なわれる博覧会ということになります。大阪で行ないました日本万国博覧会は全分野にわたります進歩と調和ということをやつたわけでございますが、今回は海洋をテーマにしまして、海洋に関連した博覧会を行なうということになっておるわけでございまして、ここにもござい

ますようにトリノの場合には労働博覧会でございますし、サン・アントニオの場合にはヘミス・フェアということでございますし、ブタペストの場合には狩猟博覧会である。近く行なわれるスポーケーンの場合には環境関係の博覧会といふふうな特定のテーマに限りまして行なうのを特別博覧会といふふうな呼ぶことになっております。

○小野明君 この一ページのいま言われた「主な特別博覧会の例」を見ますと、三十五カ国加盟、こう言われておりますが、参加国がそれぞれかなり下回っておりますね。こういう例から見ると、加盟国に対する働きかけといふものがかなり強力なものがありまじと、やはり非常に各国参加について望みが薄いということになるかと思ひます。その辺はどういう方法でもって呼びかけをいまから準備をされておるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 御承知のことと存じますが、条約に基づく博覧会につきましては、政府は外交ルートによりまして参加の招請をすることになっております。外交ルートを通じて招請することになることは、外交関係のある国々に招請することになるわけでございます。現在百四十五カ国が外交関係を持つ国になっておりまして、これらを対象に、また、大阪の万博の場合は国際機関にも招請を出したわけでございますが、これらの国々に対しては招請を行なうということでございます。ただ、特別博覧会の場合には、どうしてもそのテーマに非常に強い関心を持つておる国が参加するということになりますので、従来は十カ国ないし二十カ国程度の参加によって行なわれてま

いたつたといふような実情になっております。

○小野明君 そういう過去の例ではなくて、各国に参加を招請するためにどういう積極的な手段を講ずるのか、こういう質問なんです。

○政府委員(本田早苗君) 大阪万博のときと同様に政府から招請の文書をもろん出しますし、招請のために政府の代表的な方々に歴訪してもらつて招請する、あるいは各国の会議等で大臣等が出かけられます際には、政府首脳に對しまして参加を要請する、あらゆる機会を利用して参加の招請

を行なうということにいたす予定でございます。

○小野明君 共産圏諸国には招請をするのかどうか。特に、中国についてはどうなるのですか。

○政府委員(本田早苗君) 博覧会の目的が、人類の平和な文化の向上につきてまして、それを目的に海洋をテーマとして行なうという趣旨でございますから、共産国であろうと自由国の国であろうとできるだけ参加をしていただくというのがたてまえてございます。したがひまして、招請は全国交のある国々に対して行なう。ただ、いまの中共の問題につきましては、外交上の経路を通じて行なうということから、技術的な問題が残ることに相なるうと思ひますが、情勢の変化で招請し得るような情勢になればもろん招請するということに相なるうと思ひます。現在のところは、外交の關係がままないということで、条約上のルートでやることには技術的な困難な事情があるということだと思ひます。

○小野明君 中国は国連にも御承知のように参加をしておりますね。それからニクソンも御承知のようにああいう訪中をやつておる。そういうことから見て、条約上の手続上云々というよりも、一日中の国交回復というのは大きな国の課題でもある、特に沖繩は隣合わせである、こういうことから見て、いろいろ手続上の問題はあはしませんが、これは中国の参加招請といふのはぜひ行なわなければならぬものではないかと思ふので、いかがですか。

○政府委員(林田修紀夫君) 中国の招請の問題につきましては、大臣も申しておるのですが、できるだけ前向きに招請をしたいということを考へておるような次第でございます。ただ、手続だけが問題でございますので、その点は十分これから考慮いたしましてきめていきたいということを考へております。

○小野明君 ひとつぜひ中国や北朝鮮、共産圏諸国全体に対しても参加をするように、前向きに對処をしていただきたいと思います。

それから、博覧会の資金計画、これは運営のた

めの資金計画もあるでしょうし、あるいは調達の計画もあるでしょう、これらはどうなっておりますか。

○政府委員(本田早苗君) 資金計画につきましては、早急に事業規模をきめて、これによって資金の計画を考へてまいらねばならないわけでございます。ただ、大阪万博は一般博覧会であつた、今回の特別博覧会であるということで、規模としては大阪博よりは小さなものになるというふうに存じます。大阪の場合と異なりまして地元の負担ということを、あまり負担をかけるということとは無理な事情にあるというふうに存じますから、国庫の補助金を中心にしまして三公社、郵便事業等、今回法律案を御審議願つておりますが、これらによる資金調達、さらに公営事業等からの特定収入、さらに財界からの寄付等を中心にして資金の計画を立てることが必要であるというふうに考へております。それから特に国としましては、政府館等については、これは政府の資金で建設、運営をはかるといふことに相なります。

○小野明君 そうしますと、これから事業規模をきめ、国庫補助をきめていくと、こういうことなんでしょうか、その程度ですか、いまい。

○政府委員(本田早苗君) 事業の規模としましては、ほぼ海面も含めて三十万坪程度の会場で実施をする。それからこの会場で何を建て、何をつくっていくかということについては、事業計画委員会におきまして詰めていくことに相なるわけでございます。四月の十日に「海」その望ましき未来」というテーマがきまりまして基本構想もできたわけでございますので、これに基づいて事業の計画の具体的な案を策定してまいると、こういうことに相なるかと思ひます。

○小野明君 そうすると、資金の計画というのはまだ立っていないわけですか。大體総資金量どれくらい、事業規模どれくらいというものをあなたのほうで持たぬというのでは、幾ら会議をやってもきめのじゃないですか、内容がはつきりせぬじゃないですか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 全然事業の規模をきめていないというわけではございません。大體、会場の運営に必要な金額ということに大體二つに分かれるわけでございます。それで、会場につきましては大體四、五百億円ぐらいの規模を一応考へておるわけでございます。もちろんこれは、今後沖繩博覧会でも十分テーマを達成いたしますためにいろいろ施設を考へていくということによりまして、金額も変わつてくると存じます。一応その辺をめぐりにいたしまして考へておるわけでございます。

それから関連施設につきましては、港の整備とか、あるいは飛行場の整備、あるいはまた那覇から会場まで行きますところの道路をどういうふうに整備していくかということはいま建設省で、あるいは運輸省におきまして調査し、その金額をはじておるといふ最中でございまして、本年の前半ぐらいには大體きまつていくことを考へておるわけでございます。

○小野明君 それに対するこの資金の調達計画、大體会場周辺で四、五百億、運営についてね、そういう数字をお考へになつておるようですか、この調達計画というのは大體どういうことになつておりますか。これによりまして、一般準備事務費として三億二千七百万円、これは今年度予算に計上されておるようですが、「このほか、財界寄付、競輪、競艇資金からの補助等資金確保のため」と云々と、こうありますね。そうしますと、この調達計画で、財界寄付はどれくらい、競輪はどれくらい、競艇はどれくらい、この三年計画でどれくらいの資金量を調達しようとお考へになつておるんですか。

○政府委員(本田早苗君) その四、五百億という支出に對しまして、収入の見込みとしましては、まだ競輪で幾ら、何で幾らというところまでまかしくは詰まつておりませんが、国庫の補助で八十億から百億強、それから特定事業収入、これは三公社等からの援助並びに競輪その他の資金援助に

よるものが五十五億から七十億程度、それから財界の寄付が二十五億から三十億程度、それから博覧会運営収入、これは入場料とかあるいは駐車料収入あるいは店を出した場合の収入等三十億ないし四十億、それから、先ほど申し上げました政府の出展というところになります。これは全額国の金で百七十億から二百億見当、それから外国政府が、建物はこちらでつくりませんが、その出展に外国政府として受け持つものが二、三十億、それから企業がやはり出展をいたしますが、企業負担になるものが五十億から七十億見当、こういうふうに考へますと、大體四百三十億から五百億強のようになつてくるわけでございますが、一応そういう見当でそれぞれの収入の手当てを進めてまいりたい、こういうふうに考へておるわけでござい

ます。

○小野明君 いまの計画で大體収支相償う見通しですか。

○政府委員(本田早苗君) いま申し上げた数字が入れば、支出見込みとつり合うということに相なります。

○小野明君 赤字が出た場合にはどうなんですか。万博のように黒字が出ればいいのですが、赤字が出た場合にはどうする。

○政府委員(本田早苗君) 単年度予算でもござい

ますし、事業の建設計画を進めてまいる際に、計画に変更があるということに相なつた場合には、国庫補助金につきましては、予算について考慮を願う、あるいは特定事業収入等については、大阪博覧会のおきでもそうであつたのでござい

ます。さらに追加の援助をお願いする等々のことで、収支の見込みを調整してまいつたわけでござい

ますが、大阪の場合は、当初二百億程度の入場料と思つたものが、四百億弱出たのが非常に黒字になつたわけでござい

ますが、われわれとしてはその辺の調整をしながら、収支は合はすように実施をしてまいりたいというふうに思つたわけでござい

ます。

○小野明君 いずれにしても、政府責任でこの赤字が出ないように努力をするということですね。

○政府委員(林田悠紀夫君) 沖繩海洋博につきま

しては、大阪万博におきま

すように地元におき

まして負担をするという能力はござい

ませんが、これは政府の責任において処理していくとい

うことを考へておるわけであります。

○小野明君 道路、空港、港湾あるいは会場周辺

等の整備、いわゆる関連公共事業、この費用総額

というのはどれくらいになりますか。

○政府委員(本田早苗君) これもまだ大まかな見

込みでござい

ますが、一千億前後の費用が要るであ

らうというふう

に考へてお

ります。

○小野明君 そうすると、この点について、いま

ま政務次官が言われておりますように、地元負担

をかけないよう

にしたいと、こ

ういうことで

ござ

います。この関連公共事業につきましても同様

である、こ

う理解をしてよろしいですか。

○政府委員(林田悠紀夫君) そういうことでござ

います。

○小野明君 次に、海洋博の入場者の見込みも、

それと入場料、これは幾らぐらい考へておられま

すか。

○政府委員(本田早苗君) 大阪博覧会の入場者の

状況等から判断をいたしまして、三百六十万人程

度の入場者を見込んでおります。

料金といたしましては、一応千円程度というこ

とで、先ほど申し上げたような数字を申し上げた

わけでござい

ますが、料金等はまだきめておりま

せん。

○小野明君 これは、万博のときは入場料が幾ら

だつたんですか。

○説明員(中澤忠義君) 御説明申し上げます。

大阪万博の場合にはおとなが八百円、子供が六

百円の入場料を徴収したわけでござい

ます。

○小野明君 本土からも参加をしていけば旅費等

もかなりのものになるでしょうし、千円という数

字、入場料をきめたいということですが、この根

拠というのはどういふものですか。

○説明員(中澤忠義君) 過去の外国で行なわれま

な。まことにこれは、運輸省は熱意が足らぬのじやありませんか、あるいは皆さんというか、けしからぬ答弁じゃないか。

○説明員(吉村真事君) 先生の御指摘のとおり考えておるわけですが、非常にことばが足りませんで、現状を御説明いたしましたのがあつたかもしれませんが、三百六十万人の輸送をさばき得るような計画を立案して、支障のないようにいたしたいと考えておるわけでございます。

○政府委員(本田早苗君) 本部に会場がきまりましたのは本年の二月でございます。それまでは北部の本部それから中部、南部でそれぞれ候補地があつたわけでございます。そうして琉球内部で、その会場候補地の選択につきましていろいろ意見の調整をして、北部にきめて、そうして二月に本土政府に北部でやるようにしてほしいと、こうなつたわけでございます。

四十七年度予算案につきましては、那覇空港並びに那覇港の改善予算がつけられておりますが、この改善によりまして、当然輸送力の増強につながつて、ジャンボジェット機が入ってくる状態になるわけでありまして、それはそれで進めていただいて、さらに御指摘のように、運天港、渡久地港等の港湾整備の必要も出てくるので、出てくるものについて現在運輸省のほうで御調査願っておるわけでございますが、これにつきまして、必要なものにつきまして、本年度、いわばそれに就いてまた予算等の考慮も払っていただかなければならないというふうに思ふわけでございます。特に運天港につきましては、おそらく会場建設に入りました場合は資材の荷揚げ港として、会場に近い港で揚げる必要だということにもなるうかと思ひますので、われわれとしては、運天港整備について、できるだけ実現を運輸省のほうにお願いし、御調査を願つておると、こういう現状でございます。

○小野明君 そうすると、空からの便では、どうせ那覇空港一つであれば非常に混雑が考えられる

ので、せっかくある返還されたこの飛行場あとであるから、本部の空港についてもこれは使えるように整備をすべきである。使えるか使えぬか、どうだということも大事だが、使うという方針でもってこれは計画をし、調査をすべきであると思ふんだが、これは政務次官がいいたいと思いますが、あわせてひとつ御答弁をいただきたい。

○政府委員(林田修紀夫君) 政府といたしましては、関係各省の連絡会議を持っておりますので、二月に本部半島でやることになりました。それからいかにして三百六十万人近い入場者を運搬するかという問題につきまして協議をしておる最中でございます。本部の飛行場も確かにこれは使うのがいいんじゃないかということも考えられますので、連絡会議を通して十分早く調査をいたしまして、使えるかどうかということ、まず調査をすることが第一前提でございます。それから、調査をして、使えるということになりましたら、これを整備していくということになります。

○小野明君 飛行場をつくる、あるいは道路整備、港湾整備をやるということになりますと、当然これは地元の協力が得られるかどうかということが問題になってまいらると思ひます。幸い琉球政府の意向もそうであるというふうなこの資料には書いてあるんだが、実際に地元の協力というのは得られるのかどうか、その辺をひとつはつきりしてもらいたい。

○政府委員(林田修紀夫君) 実は、この博覧会場をききましたのは全く地元からの要望でございます。さきに申しましたように、最初はまあ三カ所から四カ所くらい、各地からぜひ自分のところをやつてもらいたいという要望がございました。しかしながら、琉球政府の最後の決定といたしまして、この本部半島でやつてもらいたいというところが参りまして、それによって政府は決定をしたわけでございます。そういうようなところでございまして、地元はもう最も要望しておるところであり、そして協力をいたしますということできめて

おり、また、琉球政府も何回も地元へ参りましてこの土地の問題、特にこの土地が確保されるというところについて打ち合わせをしておるといふようなことでございまして、いろいろな問題につきまして、地元は十分協力してくれらることを期待をいたしております。

○小野明君 当然この那覇と本部の間の道路運送というのが配慮されなければならぬと思ふんですが、現在の道路事情、あるいはその道路でこの大量の人員を輸送するに間に合はせるとするならば、どういふ計画があるのか、説明をいただきたい。

○政府委員(高橋国一郎君) 御指摘の、那覇から本部半島までの道路が海洋博に間に合うかどうかの検討を二月の初旬に調査団を派遣いたしました。調査してきただけでございますが、一応われわれといたしましては、那覇から名護まで行くい

わゆる一号线と申している道路でございまして、これのうちの那覇と嘉手納の間はすでに四車線ないし六車線の道路がございまして、この道路そのものは相当込んでおりますけれども、まだ交通容量がございまして心配しておりますが、嘉手納から北の部分につきましては、風光明媚な西海岸を通つておりまして、しかも、地形がわりに迫つておりますので、これを四車線に広げることにはき

わめて困難な情勢にございまして、そして、嘉手納の少し北のほうの仲泊というところから東海岸石川市を経まして、東海岸を通しまして名護市に再度合流する十三号というルートがございまして、これを利用いたしまして、途中から二つのルートを使つて名護市に入るといふ計画を立てるのが最もよろしいんじゃないかということで調査を進めております。ただ、何せわずかに三年後に開催されるのでございまして、道路の建設は、御承知のよう

に一つのプロジェクトが三年ではなかなかまとまりません。通常五年ないし七年要するのが通常でございまして、われわれ全力をあげてこの工事に

に貧弱でございます。本土から相当の人員を送り込みましてやることになりまして、返還後に体制を整えることになりまして、半年ないし一年近くはむだな時間を空費するようなおそれがございまして、われわれはその点においてきわめて実は憂慮しているわけでございますが、もうすでに会場も決定したことでございまして、全力をあげて間に合うようにさせたいと思つておりまして、もし間に合わない場合がございしても、交通が混雑いたしまして二時間かかるところが大体三時間というふうな、時間が長くなるというところでございまして、が、われわれといたしましては、できるだけ早くすることにより全力をあげさせるつもりでございます。

○小野明君 そうしますと、嘉手納までは四車線ぐらゐあるわけですね。そうすると、この間の工事をするとするのは、一号线については西海岸はむずかしいので、このコザー石川を通る十三号線、これを四車線に広げる工事をやつていく、こういうことですか。

○政府委員(高橋国一郎君) そのとおりでございます。簡単に申しますと、那覇―嘉手納間はすでに四車線できておりますので、嘉手納―仲泊というところが現在二車線ですが、これを四車線にいたします。それから仲泊―石川まで東海岸のほうに新しい一本道路を抜きます。それから石川市からずっと十三号に沿ひまして東海岸の宜野座までできるだけ四車線の道路をつくる計画を立てております。このほうが地形的に道路が安くなる、簡単にできますので、しかも、御承知のとおり非常に細長い島でございまして、東海岸あるいは西海岸を通りまして、そんな道路の延長は長くなりません。したがって、東海岸を通る計画を立てておるわけでございます。

○小野明君 そうすると、三年間の日程を見ると、いま言われた計画というのが一ぱい一ぱいである、こういうことですね。そうしますとね、名護と本部間の道路というのはどうなんでしょうか。

で、そういうことで、一つは簡易宿泊所とかそういう問題につきましては、現在の旅館業法の構

ております。なお、この県営水道の事業に対しましては、御承知のように福地ダムがほぼ完成間近

というのですが、その打ち合わせをしておる内容を聞いておるわけです。これはあんたに答へ

い未来はいかにあるべきかということでございます。

それで、現在考えておられることを概括的に私から申し上げさせていただきますと、まず、陸上の政府展示館を設けます。そこにおきましては、海洋にかかるとか、あるいは歴史、文化、科学技術水準というようなものを実物とか模型、あるいは映像等によって原理的に展示するというようなことを考えているわけでございます。

それで、そういうものは将来、海洋博物館とか、あるいは海洋研究教育のセンターというようなものとして活用できるようなことを設計上十分考慮してまいりたいと、そうしてなお陸上施設といいたしまして、いま仰せになりました海水を淡水化していくという装置も展示いたしまして、そして、それは単に展示物としてのみならず、観客用の飲料水を供給する施設としても検討するというような、そういう陸上においてこの海についてのあらゆる総合的な問題を展示していきたい。

次には、海上に構造物を設けて海中を観察する、あるいはまた、それが船舶の発着施設も兼ねるというようなことを考えております。展示物といいたしましては、海中の作業用機器とか、あるいは資源開発機器、あるいは調査機器、あるいはまた海洋施設等の実物モデルというようなものをそこに展示してまいりたい、そして、それはまた博覧会が終わりましたならば、事後の研究施設とか、あるいは一般観覧用の施設として活用してまいりたいというような考え方でございます。それからこの沖繩が亜熱帯の海に囲まれているということから、この海岸部から陸部にまたがるものといいたしまして、海浜亜熱帯公園というようにものを設けていく。次には、海中公園といいたしまして、海中の自然景観、底から海中をながめるといいう海中展望施設というようにものを考えていきたい。また、海が魚類の生息場といいたしまして、特にこれからの養殖漁業と申しますか、そういうような漁業も考えていくというようなことから、魚類の展示場を設けてまいりたい。そして、それが将来の教育研究施設としての活用ができていくというような、要するに海を将来いかに考えていくか

という、そのテーマを目ざしまして、あらゆる施設をこの場所を中心にしてつくり上げていきたいということをお考えお願ひでございます。

○小野明君 子供水族館みたいな構想ではなくて、もっとやっぱり雄大な構想を描いてもらいたい。

私、質問を以上で終わりますが、委員長にお願ひですが、さっきスライドでは見せてもらいましたが、現地を見せんとやっぱりわれわれもびびりたくない。千五、六百億の金を使う海洋博であるし、沖繩の経済開発に資するこの博覧会でもありますから、現地を見るようにひとつお取り計らいをお願いしたい。大阪の万博のときもかなり現地を見たとすから、ぜひひとつそれを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(大森久司君) ほかの何と相談いたしまして、理事会にはかりたいと思ひます。

○原田立君 先ほど、この法案を審議する前に林田次官から、平和で豊かな沖繩づくりをしていくんだ、このためにこの計画を充実していくんだ、こういうお話がありました。私も、全くその点は同感であります。沖繩が異民族支配二十余年の苦しみを経て本土に復帰する、心からお喜びにたえない次第であります。であるがゆえにこそ、今後の沖繩については、平和で豊かな沖繩づくりをするために、あの広大な米軍基地の撤去とか、あるいは今後の沖繩の位置をはっきりきめていく、こういう大きな課題もござります。戦争防止の防波堤でなく住みよい沖繩にするよう、根本的な転換が強く望まれているのが、今後の沖繩の問題であろうと思ひます。復帰後の沖繩は反戦、平和な沖繩、あるいは豊かで、明るい、住みよい沖繩でなければならぬと、こう私は思ひます。その点については、大臣にも基本方針としてお伺いすることにあるんでありますけれども、きょうは大変お疲れから、政務次官、その点はいかがお考えですか、お伺いします。

○政府委員(林田悠紀夫君) 原田先生がおっしゃるように、明るい、そして平和で豊かな沖繩づくりをしていきたいということは、私も念願をしておるところでございます。そのためにはそれじゃどういふふうにして沖繩の経済というものを建設していくべきかということが問題になってまいります。沖繩は長い間基地経済に依存しておりました。そして、基地からの収入によって生活をしていくという面が非常に多いわけです。したがって、それをだんだん脱却してまいりまして、自立経済と申しますか、自分で所得をあげていくというところが必要になってまいります。そのためには、そこに工業——あるいは工業の中でも中小工業と申しますか、そういう工業の団地をつくって、そこから所得をあげてまいるとか、あるいは、農産物にいたしましては、従来沖繩の農業というのは、ほとんど放置されておる。まず、農業基盤を整備いたしまして、そして新しい野菜をつくるということとか、そういう農業を推進していくというふうなことでやっていくべきかと思うのでございます。しかしながら、直ちにそれに転換できない、そういうことで時間がかかる。したがって、まずそういうことに持つていくために、沖繩返還を記念いたしまして、今回の海洋博というふうなものを開催いたしまして、そしてそれに伴って沖繩もある程度潤すとともに、産業基盤を確立していく。あるいは観光の沖繩としてのいろいろの施設をそこに残していき、そして観光産業が発達していくようにやっていくというふうなことを考えまして、今回海洋博を開催するということにした次第でございます。全く私も原田先生と同感でございます。

○原田立君 きょう準備室から「沖繩国際海洋博覧会について、昭和四十七年四月」という資料をもらったのですが、この資料はいろいろを基盤にしておつくりになったのか。なぜこんな質問をするかといふと、この十ページの「①本土沖繩間の輸送」というところに、「六カ月間に百万人以上の輸送を確保するため、」云々、こういうこと

ばが出ております。ところが、先ほど本田局長の答弁では、この六カ月に三百六十万人、こういうようなことであります。もう二百六十万人からの食い違いが出てくるということになると、この資料は非常にずさんな資料だと、こう指摘せざるを得ない。その点どうですか。

○政府委員(本田早苗君) 先ほど申し上げました人数は、入場者の見込みでございます。大阪万博の例にもよりますと、同じ人で会場に何回か見に行くという、ダブって入るといふ実例がございまして、そういう点で延べ人員で三百六十万人、こういうことなんで、実際に本土から行く人は百万人、百万人の人が二度入ると二百万人というふうに入場者見込みはふえるわけでございしますが、さよう御理解願ひしたいと思います。

○原田立君 ここには入場者見込み三百六十万人という数字はどこにも書いてない。「六カ月に百万人以上の輸送を確保する」、具体的にそれはそれ一つなんです。それはね、局長、不親切ですよ、この資料は。その点何もこれは、これだけでどうのこうのということじゃありませんけれども、もう少し親切な資料にしてみたいと思ひます。

それから、「事業計画」というものをもらっておりますけれども、この「事業計画」によると、昭和四十七年度の事業計画書として、会場基本計画、運営基本計画、会場基本設計、実施設計、全体資金計画、会場建設関係調査の実施等、昭和四十七年度事業計画として策定するようになっておりますけれども、現在できたものは一体何なのか、またできていないものはいくつござりますのか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

○説明員(中澤忠義君) 協会の発足は本年二月一日でございますが、現在までに協会といたしまして決定いたしましたのは、テーマ委員会を二月末に発足いたしました。四月三日にテーマ委員会がテーマを決定し、四月十日に総会においてテーマを決定しております。また今後の予定といたしましては、昨日四月十九日に協会の事業計画委員会を発足いたしました。駒井委員長以下三十名の委

九

ろまでまいっておりませんので、具体的には、郵便切手の発行あるいはたばこの包装について何のたばこでどうするということや関連いたします。事業計画とからんで、その協力の事業を確定してまいって金額がきまるということになります。総体としてこの程度を金額を期待したいと、こういうことでございます。

○原田立君 先ほど小野委員の質問に対する答弁、あるいはいまお伺いしていること等を通じてみて、基本がきまっていからあんまりはつきりしたことは言えないんだらうと思うんですけれども、非常に頼りない感じを持つわけです。あとわずか二年の間、三年後にはもう開催しなければならぬということについて、非常におくれている。そうであるがゆえにこそ、もったいなくも、たものがどどんきまっていかなきゃならないんじゃないか、ひとつあんまりおくれないうように今後十分奮励してやってもらいたいと思う。

ところで、わが国の海洋開発全体の予算は一体どのくらいにいまなっているのか、機構は一体どうなっているのか、なぜこんなことを聞くかといえ、もうわが国の海洋開発に対する取り組み方、非常におくれている。予算も少額であります。それで、これは三月十五日の衆議院の商工委員会で稲村次官は、海洋開発管理官というものを置くというふうなことを言っておりますが、そんなような小手先の処置ではわが国の場合、海洋開発の全体の推進といっても非常におくれているんじゃないか。そういうようなことで、技術的にもレベルアップしていくために海洋開発局ぐらいいはつくってみたいらどうか、こういう提案をうちの近江委員からしているわけでありまして、これも、これぐらいの取り組み方、決意というものがございませうか。

○説明員(竹林陽一君) ただいま御指摘の点でございますが、科学技術庁といたしましては、近江議員のお話もございまして、この点を十分体してやらなければならぬということであるという政策の立案をいたしました、ただ即決で、それがは

たして将来非常に大きく影響してくる問題でもございまして、やはり将来の欠陥等があらわれてこないように、できるだけ汚染等も踏まえ、人類の福祉と平和の理念というような問題もございまして、これをやはり慎重に扱わなければいけないということ、昨年十月、海洋開発審議会を総理の諮問機関として設けて、これのもとにいま急いで審議を行なっていたというわけでございます。

そして、先ほどもう一つ御指摘のございました予算でございますが、四十七年度の一般会計の海洋関係科学技術振興の予算といたしましては八十八億九千七百万円というものを計上し、これを十省庁において実施しております。

○原田立君 その海洋開発局ぐらいの、その点についてはどうですか。

○説明員(竹林陽一君) 現在の局の問題にいたしましては、やはりただ単にその局をつくるだけでは、そのスタッフ、その他の問題、あるいは法制的に各省ですべてにスタートしております実際の海洋の利用というものがございまして、その辺につきましても海洋開発審議会でするだけ早く、そしてしかも十分に御議論いただくように進んで行中でございます。

○原田立君 会場用地についてはどのぐらいの規模になるのか。民有地、公有地等その割合は一体どうなっているのか。聞くところによると、全体の規模は約三十万坪である、陸上が二十万坪、海上が十萬坪、また、ほとんど陸のほうにおいては公有地はなく、ほとんど民有地である、こういうふうなことを聞いております。地価の高騰等もあるのたいへん心配しているわけでありまして、この民有地についての買い上げ状況、それら一体どうなっていますか。

○説明員(中澤忠義君) 会場用地につきましては、現在琉球政府が建設局、通産局等を中心に準備を進めておりまして、会場の構成自体につきましては、御指摘のとおり海上を含め三十万坪程度の会場を確保するという考え方で進めておりま

す。現地としては、会場自体を包摂して三十万坪以上の陸上用地を確保したいという検討を進めております。御指摘のとおり、会場の予定地はすべて民有地でございます、公有地、村有地あるいは県有地というものはございせん。現在琉球政府は会場用地取得班という組織をつくりまして、現地の地目調査、あるいは所有関係調査を進めておりまして、琉球政府の副主官あるいは通産局長等も地元に行きまして、地元の所有者の有力者あるいは地元代表者等と幾度か会合を持ちまして、地元が円滑にこの買収に協力するように要請をしております。その結果は、地元としては全面的に用地の提供につきましても協力をするという答えを得ておるといふふうに報告を受けております。地価につきましても、そのような琉球政府の指導によりまして、現在のところの会場予定地所有者につきましても、博覧会用地として適正な価格で提供するという心証を得ておる状況でございます。具体的には、現在地目調査等を早急に急ぎまして、来月に入りましてから具体的な用地の取得折衝に入りたいという手順で進めておるといふふうに聞いております。

○原田立君 地元の協力があるということ、それはたいへんけっこうなことだと思っておりますが、どうしても売らないというふうなものが中には出てくるだろうと心配しているんですけれども、そういう心配はありませんか。また、そういうような場合には借りるしかあるまいと思っておりますけれども、そういうことも考えの中にあるのかどうか。

○説明員(中澤忠義君) 本部半島に用地を決定いたします前に、本部の町長が町民のすべてから誓約書を取りまして、本部半島に予定地がきまった場合には適正な価格で買収に應ずるといふ誓約書と申しますか、念書を全部提供しております。したがって、現在までのところ、用地を提供するのに反対であるという例外的例は出ておらないというふう聞いておりますし、各地元民の代表者がそれぞれ実際の所有者につきまして、また個

別にそのような協力の関係をつくっておりますので、そのような例外的心配は起こらないというふうに期待しております。

○原田立君 例外的心配は、そんなこと起こらないというんじやなくて、そういうのだって、へそ曲がり——へそ曲がりと言ったことがおかしいけれども、いろんな意見を持っている人があらずなんだ。だから、基本的にそういう考え方があるか聞いていたんだ。なければならぬ、あるならある。

○政府委員(林田修三君) これは、本部半島決定の経緯をちょっと申し上げさせていただきます。ところが、実は、各所から要請がありました。ところが、本部半島というのは、その各地の中で最も遠隔の地でございます。そういうことから本部半島になると、たまたま問題になっております道路を建設するのにずいぶん時間がかかるんじゃないかと、あと三年間でやれるかどうかというふうな問題もございまして、もうちょっと近いところがいよいよないかというふうな話もあつたわけでございまして、ところが、本部半島は一体となりまして、自分たちは絶対に協力をするから、ぜひ本部半島にしたいという強い要請がありまして、それに琉球政府が動かされ、琉球政府は最後には、どうしても本部半島にしたいという要請になってまいりました。それで決定したというふうな経緯もございまして、まあ万々この本部の現地で用地を手に入れることがむずかしいというふうなことはないと存じております。しかしながら、そういうふうな場合には、もちろん琉球政府におきましても十分な努力をすることとございまして、これは必ず遺憾ないようにできるという確信を持っております次第でございます。

○原田立君 先ほど、本部の飛行場のことについて質問がございましたけれども、そのほかに本部の採石場、これは三十八万二千三百平方メートル、この飛行場と合わせますと約二百二十万六千平方メートル、約七十万坪あるんでありますが、

○説明員(中澤忠義君) ただいま御指摘のありました本部飛行場につきましては、この飛行場としての活用について調査をしている段階でもございますし、且下運輸省で調査をしておるわけでございます。したがいまして、現在の会場計画は、飛行場を含まない地域に考えております。また、採石場との関係で申しますと、その地点よりも北方の地点、備瀬崎の西岸でございますけれども、会場用地としては採石場を含まない地点で考えておるわけでございます。

○説明員(中澤忠義君) 現在は、会場の確定につきましては、先ほども御指摘のありました会場計画委員会等で審議しているわけでございますけれども、現在の協会等の案といたしましては、海洋博覧会でございますので、海上あるいは島嶼を望む景観上、あるいは土地造成の難易度の観点から案を検討しておるわけでございますけれども、現在の試案におきましては、その景観上、あるいは土地造成上の観点から申しまして、先ほど申しましたように、その採石場等の予定地を含まない案を一応立てております。

○原田立君 高いところから見て非常に景観のいいところと、こういうふうなことになる、さっきスライドの前に写真が出ましたけれども、大体そこら辺だろうとはくは思うんですけど、そうすると、目の前に飛行場があって、その向こう方が多少の陸地に海になっている。そうすると、当然飛行場なども利用計画の中に入ってしかるべきではないか、会場に非常に近くて、利用したらばいいんじゃないかと、こんなふうにしようと考えたのだと思うんですけど、その点はどうです

○説明員(中澤忠義君) 私どもの調査によりまずと、飛行場からは、飛行場南端の一部を除きまして、海面あるいは各島嶼を望むことには不適当というふうに考えておりますが、先ほど御指摘のありました会場候補地の地点につきましては、なだらかな丘陵状を呈しておりますで、海岸線から二、三百メートル入りますと、海を望む景観を十分に取り入れられる会場を予定できるということでございます。したがしまして、先ほど御説明申し上げましたように、一つは、飛行場の使用についての可能性及び景観上の問題から申しまして、一応の案としては、現在、先ほど申し上げましたような案で進めておるわけでございます。

[illegible]

○**原田立君** 次は、水の問題で、お伺いしたいんですけれども、沖縄は非常に水不足だと、去年はあつたけれども、そういう飢饉があつて、たいへん現地の人たちは御苦労をなさつたわけでありましたが、今回の海洋博等をする、それだけまたよけいに水が使われると、当然水対策というものが持たなければならぬのだからと思ふんであります。現在、何か北部のほうにダムをつくつて、四十万トンくらい開発するといふそうだが、このダム建設は海洋博に間に合うのかどうか、まずそれを一点お伺ひしたいのであります。もし間に合わないようなときは――水の心配はほんとうにないのかどうか、なといふと言つても、私はそんな点は信用しない。水の点は非常に心配をするわけでありますが、この点いかがですか。

○説明員（国川建二君） 水の問題について申し上げます。

昨年也非常な渇水がございまして、御承知のよう
に、非常に困ったわけでございますが、沖繩本
島全体といたしまして水資源は非常に乏しいと
ございます。そのためありまして、現在お
もな水源となりますのは、本島の北部の地区に大
規模なダム群等をつくりまして、水源を手当てす
る以外に方法はないわけでございますが、そうい
うことから、ほぼことしじゅうに完成を予定され

石川を經由しまして那覇市付近までできる幹線部分の導水工事を四十七年度から強力に進めなければならぬという事情になっております。そういたしまして、ダム以下の導水路あるいは上水場、送配水管施設につきまして、できますならば四十九年度までには完成いたしたいと、幹線部分は完成いたしたいということで、四十七年度も水道関係だけで約三十億をこえる予算を組んでおるわけでございますが、この一部は工業用水との共有部分もございます。まあそういう形でとりあえず、昭和五十年年度までには福地ダムによる十万吨水源手当てが終わりますが、さらにその後の水源対策地といたしましては、福地ダムよりさらに北方の、北のほうになりますのが安波川、新川、フクウ川、そういう河川、三つの河川にそれぞれダムを建設いたしまして、こういうダム群の操作によって五十年以降の水対策を措置していきたいというように考えております。

○委員長(大森久司君) 本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

次回は、来たる二十五日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

昭和四十七年五月十六日印刷

昭和四十七年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局